

令和8年 富士見町 告示

第 6 号

富士見町週休2日工事実施要領の一部を改正する
要領をここに公布する。

令和8年1月26日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町週休2日工事実施要領の一部を改正する要領

富士見町週休2日工事実施要領（令和6年富士見町告示第33号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

（週休2日工事の種類）

第2条 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 週単位（土日） 対象期間の全ての土・日曜日を現場閉所日とする工事（週の定義は月曜日から日曜日までとする）
- (2) 月単位 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上となる工事
- (3) 通期 対象期間内において、現場閉所率が28.5%以上となる工事
- (4) 完全週休2日 対象期間の全ての土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とする工事

（用語の定義）

第3条 用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (2) 「工事完成日」とは、片付けを含む現場作業が完了する日とする。
- (3) 「現場閉所日」とは、あらかじめ定めた休工日のことをいう。また、建築工事の場合、現場休息日を含むものとする。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。
- (4) 「休工日」とは、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業を含む）も実施しない日のことをいう。ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。
 - (ア) 通行規制に伴う交通誘導
 - (イ) 現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り
- (5) 「現場休息日」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれかの現場作業（現場事務所での事務作業を含む）も実施しない日のことをいう。

(6) 「現場施工期間」とは、直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間のことをいう。

(7) 「週休2日の達成」とは、第5条に規定される取組を実施し、週単位(土日)、月単位、通期又は完全週休2日のいずれかを達成した場合のことをいう。

(対象工事)

第4条 町が入札公告等を行う全ての工事は、週単位(土日)の週休2日工事を原則とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。

(1) 災害復旧等の緊急を要する工事

(2) 現場施工期間が1週間未満の工事

(3) その他、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

第5条第1項中「発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組む」を「建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土日の現場閉所が達成できるよう取り組む」に改め、同条第2項中「週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書(建築工事の場合は総合施工計画書)に明示する」を「施工計画書(建築工事の場合は総合施工計画書)に現場閉所日を明示し、実施する」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項後段を削り、同項を第5項とする。

第6条第6項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、同条第7項中「前条第6項」を「前条第5項」に改める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。